

事務局説明資料

(1) 会長・副会長の選任及び各部会長の選出について

【資料1】会長・副会長の選任及び各部会長の選出について

- 埼玉県川越比企地域保健医療協議会設置要綱第5条第1項の規定では、「協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。」とされています。
- 今年度新たに協議会を設置したことに伴い、新たに会長・副会長及び各部会長を決める必要があります。
- 本来であれば、通常の方法により本協議会を開催し、委員の皆様の互選により会長・副会長を選任した後、各部会長を会長より選出いただくべきところですが、今回の協議会は書面による開催であるため、事務局から提案させていただきます。
- 事務局としては、会長及び各部会長については、
 - ① 川越比企保健医療圏内の医師会長として圏域内の保健医療に精通しかつ牽引してきた実績があること
 - ② 本協議会の前身の「埼玉県川越比企保健医療圏地域保健医療・地域医療構想協議会」において、会長を坂戸鶴ヶ島医師会長、副会長を川越市医師会長及び比企医師会長が担ってきたことを踏まえ、

会長は丸山元孝委員に、副会長は齊藤正身委員及び野崎信行委員にお願いする案を提出いたします。

(2) 令和3年度及び令和4年度圏域別取組の取組状況について

【資料2】川越比企保健医療圏「圏域別取組」関連施策推進状況調書 (埼玉県地域保健医療計画(第7次))

- 第7次計画を踏まえ、川越比企保健医療圏では重点的に取り組む課題を「圏域別取組」として定め取り組みを行っています。
- この調書は、平成30年度を計画初年度とする圏域別取組の令和4年度までの取組状況について報告するものです。
- 令和2年度と令和3年度は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下での取り組みとなっております。計画当初とは異なった環境下での取り組み状況について御確認いただければ幸いです。

◎ 以上の事務局説明に対する御意見又は御質問を、別紙「埼玉県川越比企地域保健医療協議会」意見等回答書」に御記入ください。